

# 四半期報告書

(第53期第2四半期)

自 2018年7月1日

至 2018年9月30日

アルパイン株式会社

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

## 第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4

## 第3 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	13
(2) 新株予約権等の状況	13
①ストックオプション制度の内容	13
②その他の新株予約権等の状況	15
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	17

2 役員の状況	17
---------	----

## 第4 経理の状況

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益及び包括利益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22

2 その他	26
-------	----

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月8日
【四半期会計期間】	第53期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）
【会社名】	アルパイン株式会社
【英訳名】	ALPINE ELECTRONICS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米谷 信彦
【本店の所在の場所】	東京都大田区雪谷大塚町1番7号 (同所は登記上の本店所在地で主要な業務は下記で行っています。 福島県いわき市好間工業団地20番1号)
【電話番号】	(0246)36-4111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理担当 小林 俊則
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
【電話番号】	(03)5499-8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務・広報部 部長 山崎 真二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第52期 第2四半期 連結累計期間	第53期 第2四半期 連結累計期間	第52期
会計期間		自2017年 4月1日 至2017年 9月30日	自2018年 4月1日 至2018年 9月30日	自2017年 4月1日 至2018年 3月31日
売上高	(百万円)	126,262	147,157	275,281
経常利益	(百万円)	3,856	6,855	13,669
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	2,404	4,976	9,326
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	4,732	5,071	12,703
純資産額	(百万円)	149,150	160,077	156,104
総資産額	(百万円)	207,661	224,420	218,126
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	34.87	72.16	135.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	34.84	72.08	135.13
自己資本比率	(%)	70.8	70.3	70.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	164	6,746	13,886
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,342	△10,859	△12,357
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,142	△1,153	△2,202
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	45,874	48,780	53,759

回次		第52期 第2四半期 連結会計期間	第53期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自2017年 7月1日 至2017年 9月30日	自2018年 7月1日 至2018年 9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	53.29	39.00

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものです。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産については、現金及び預金の減少29億円、受取手形及び売掛金の増加26億円、たな卸資産の増加29億円、その他流動資産の増加3億円、有形固定資産の増加14億円、無形固定資産の増加11億円、投資その他の資産の増加6億円等により、前連結会計年度末比62億円増加の2,244億円となりました。

負債については、支払手形及び買掛金の増加30億円、未払費用の減少5億円、未払法人税等の増加3億円、製品保証引当金の増加8億円、繰延税金負債の減少6億円、退職給付に係る負債の減少6億円等により、前連結会計年度末比23億円増加の643億円となりました。

純資産については、利益剰余金の増加39億円等により、前連結会計年度末比39億円増加の1,600億円となりました。

この結果、自己資本比率は、前連結会計年度末比0.2ポイント減少の70.3%となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及適用後の前連結会計年度末の数値で比較を行っています。

当第2四半期連結累計期間（2018年4月～9月）の世界経済は、米国経済は雇用環境の改善と底堅い個人消費を背景に堅調に推移し、欧州も緩やかな回復基調で推移しました。わが国経済も緩やかな回復基調が持続しました。しかしながら、米国の保護主義的な通商政策に伴う貿易摩擦に対する懸念が高まりつつあり、世界経済の先行きに不透明感が漂い始めました。

自動車業界は100年に1度とも言われる大きな変革の時代に入っており、特にCASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric Vehicle）と呼ばれる4つの領域において、インターネットへの常時接続機能の搭載（Connected）、自動運転（Autonomous）、自動車シェアリングサービス（Shared & Services）、ハイブリッド車や電気自動車の普及による自動車の電動化（Electric Vehicle）等、他の業界に類を見ないほどの大きな変化が生じています。自動車の電子化が加速するなか、カーエレクトロニクス業界ではインフォテインメントシステムを核とした車載情報分野と、自動運転やAI（人工知能）など新分野との連携が拡大し、業種・業態を超えた企業間競争が激化しています。

このような状況下、当社グループは自動車産業の新たなトレンドであるCASEに対応するため、アルプス電気株式会社との経営統合（本年12月末完了予定）を計画しています。経営統合により、当社のソフトウェア技術とアルプス電気株式会社が有するセンシングデバイスや通信デバイス技術を融合し、ドライバー・同乗者に感動の移動空間と時間を提供するHMI（ヒューマンマシンインタフェース）の開発強化を図ります。更に電気自動車や自動車シェアリングサービスの市場規模拡大が期待される中国自動車市場へのアプローチを強化するため、持分法適用関連会社であるNeusoft Reach Automotive Technology（Shanghai）Co.,Ltd.の増資を行うなど、車載情報システムのトータルソリューション企業を目指し、成長に向けた取組みを推進しました。

業績面では、前期に引続き、欧州高級自動車メーカー向けナビゲーションやディスプレイ製品の売上が好調に推移したことに加え、生産コストの削減や効率化を推進したことから、売上高、利益ともに前年同期を上回りました。

この結果、当第2四半期累計期間（2018年4月～9月）の業績は、連結売上高1,471億円（前年同期比16.5%増）、営業利益76億円（前年同期比101.4%増）、経常利益68億円（前年同期比77.8%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益49億円（前年同期比107.0%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。なお、売上高は外部顧客への売上高です。

#### 《音響機器事業》

当事業部門では、市販市場向け、自動車メーカー向け純正品ともに、オーディオ機能とナビゲーションやディスプレイ製品などの情報・通信機器が融合し、既存のオーディオ市場は減少傾向が続いています。このような厳しい環境下、当社は、世界最大の自動車市場となった中国市販市場での売上拡大を目指し、「第15回北京国際モーターショー」にサウンドシステムを搭載したデモカーを出展するなど積極的なプロモーションを展開し、アルパインブランドの訴求を図りました。更に、国内最大のオーディオ・ビジュアル機器専門の展示会「OTOTEN -

AUDIO・VISUAL FESTIVAL2018-」に出展、高品位なプレミアムサウンドを提供し、新規ユーザーの獲得を目指しました。

また、自動車メーカー向け純正品については、静寂性に優れた高級車向けに臨場感のある高音質を訴求したスピーカーやアンプに加え、自動車の燃費や環境に配慮した薄型・軽量スピーカーや、車室内デザインの変化に対応するため設置場所の自由度を向上させた軽量・小型の『レイアウトフリースピーカー』の受注拡大を図りました。

以上の結果、当事業部門の売上高は275億円（前年同期比6.7%増）となりました。

#### 〈情報・通信機器事業〉

当事業部門では、国内市販市場に、大画面ナビゲーションの装着が困難な車種向けに開発した新製品、フローティングタイプ大画面ナビゲーションを投入し、「東京キャンピングカーショー2018」にキャンピングカー専門店と共同で出展するなど拡販に努めました。更にナビゲーションを核としたシステム製品を搭載し、高品質な車室内インテリアを実現した『アルパインスタイル カスタマイズカー』の売上拡大を図りました。また、米国市販市場向けにApple CarPlay及びAndroid Autoに対応したフローティングタイプの新製品を投入し、新たなユーザー層の開拓を目指しました。

自動車メーカー向け純正品については、欧州高級自動車メーカー向けナビゲーション及びディスプレイ製品の売上が好調に推移しました。

以上の結果、当事業部門の売上高は1,196億円（前年同期比19.1%増）となりました。

※Apple CarPlayは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。Android Autoは、米国及び他の国々で登録されたGoogle Inc.の商標です。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は487億円となり、前連結会計年度末と比べ49億円の減少（前年同期は74億円の減少）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は67億円（前年同期は1億円の増加）となりました。この増加の主な要因は、税金等調整前四半期純利益68億円の計上、減価償却費36億円の計上及び仕入債務26億円の増加による資金の増加と、売上債権31億円の増加、たな卸資産23億円の増加及び法人税等の支払25億円による資金の減少です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は108億円（前年同期は83億円の減少）となりました。この減少の主な要因は、有形固定資産の取得40億円、出資金の払込による支出33億円及び定期預金の預入による支出20億円による資金の減少です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は11億円（前年同期は11億円の減少）となりました。この減少の主な要因は、配当金の支払10億円による資金の減少です。

上記の結果、フリー・キャッシュ・フローは41億円の資金減少（前年同期は81億円の資金減少）となりました。なお、フリー・キャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローと、投資活動によるキャッシュ・フローの合計です。

#### (3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結結果計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結結果計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結結果計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は57億円です。なお、当第2四半期連結結果計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

(アルプス電気株式会社との間の株式交換に関する剰余金の配当及び最終検証)

当社及びアルプス電気株式会社（以下「アルプス電気」といい、当社とアルプス電気を総称して「両社」といいます。）は、2017年7月27日付「アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合に関するお知らせ（アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の締結（簡易株式交換）並びにアルプス電気株式会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更その他の定款の一部変更）」（以下「経営統合プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、2017年7月27日付の両社の取締役会の決議により、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことをそれぞれ決定し、両社は、同日付の両社の取締役会の決議に基づき、アルプス電気を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

また、本株式交換契約の締結後、両社は、2018年2月27日付「アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合のスキーム変更及び持株会社名の変更に関するお知らせ（アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の一部変更（簡易株式交換）並びにアルプス電気株式会社の会社分割の中止及び商号変更その他の定款の一部変更）」（以下「スキーム変更プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、2018年2月27日付の両社の取締役会決議により、本経営統合後の経営体制を純粋持株会社体制から事業持株会社体制に変更した上で、カンパニー制を導入すること（以下「本スキーム変更」といいます。）を決定し、両社は、同日付の取締役会の決議に基づき、当該変更に伴って必要となる変更を行うための株式交換契約の変更に関する覚書を締結しました。（注）

（注）さらに、その後、両社は、2018年7月27日付「ストック・オプションの発行等に伴うアルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の一部変更（簡易株式交換）に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、2018年7月27日付の両社の取締役会決議に基づき、当社が、2018年7月23日に実施した当社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行に伴って必要となる変更等を行うための株式交換契約の変更に関する覚書を締結しました。

当社は、2018年9月27日開催の取締役会において、本株式交換の承認に係る議案を付議するための当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本株式交換契約の承認に係る議案が承認可決されることを条件に、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行う旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議し、2018年11月1日開催の取締役会において、本特別配当の効力発生日を決定する決議を行いました。

さらに、当社は、当社の少数株主の利益保護のために慎重を期す趣旨から、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益ではないかという点について、最終検証（以下「本最終検証手続」といいます。）を実施しました。

本特別配当の内容及び本最終検証手続の結果は、次のとおりです。

#### 1. 本特別配当の内容

当社は、2018年9月27日開催の当社の取締役会において、本臨時株主総会において、本株式交換契約の承認に係る議案が承認可決されることを条件に、本特別配当を行う旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議し、2018年11月1日開催の取締役会において、本特別配当の効力発生日を決定する決議を行いました。

(1) 基準日	2018年10月15日
(2) 配当金総額	6,896百万円
(3) 1株あたり配当金	100円00銭
(4) 本特別配当の効力発生日	2018年12月27日

#### 2. アルプス電気との間の株式交換に関する最終検証

##### (1) 本最終検証手続の背景及び目的

当社は、本株式交換契約の締結から約1年が経過したこと、及び当社株主からの意見等も踏まえ、本臨時株主総会に本株式交換契約の承認に係る議案を付議するのに先立ち、少数株主の利益保護の観点から慎重を期すべく本最終検証手続を実施することとしました。

##### (2) 本最終検証手続の方法

当社は、本最終検証手続に際し、SMB C日興証券に対して、本株式交換比率の分析を依頼しました（以下「本最終分析」といいます。）。なお、当社は、本最終分析に伴い、当社の財務予測の期間を2019年3月期から2021年3月期までに更新するとともに、アルプス電気に対しても同様に財務予測の更新を依頼し、当該財務予測を入手した上で更新の内容を確認することに加え、当該財務予測に関して同社に対する質疑応答を実施す

ること等によりその妥当性を検証しました。なお、当社は、本最終分析にあたり、SMB C日興証券から、当社の支配株主等を除く当社普通株式を有する株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

また、当社は、当社及びアルプス電気からの独立性が認められるTMI 総合法律事務所（当社法務アドバイザー）から本最終検証手続の方法・過程等について法的な観点から助言を受けています。

加えて、当社は、本最終検証手続に際し、第三者委員会の独立性をより高め、その機能をより発揮してもらうことを目的として、2018年7月27日付で、旧第三者委員会の委員3名に加えて、公認会計士松本亨氏（松本亨公認会計士事務所）及び弁護士小久保崇氏（小久保法律事務所）の2名を新たに委員として追加した合計5名で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者委員会に対し、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないか否かについて諮問しました。

さらに、当社は、上記の検証手続と並行して、本株式交換契約の締結以来、約1年が経過していることから、アルプス電気との間で直近の事業状況や市場動向も踏まえ、本経営統合の条件について協議を行いました。

これらの各手続の具体的な内容等は以下のとおりです。

#### ① SMB C日興証券による本株式交換比率の分析

本最終分析において、SMB C日興証券は、2019年3月期から2021年3月期までの両社の最新の財務予測を基礎として分析を行い、当社は、当該分析の方法及び結果について説明を受けました。

本最終分析にあたり、SMB C日興証券は、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を採用して分析を行いました。各分析手法によるアルプス電気普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の分析結果レンジは以下のとおりです。（注1）

採用手法	株式交換比率の分析結果
市場株価法	0.74～0.78
類似会社比較法	0.53～0.73
DCF法	0.48～0.91

市場株価法では、アルプス電気については、2018年9月25日を分析基準日として、東京証券取引所市場第一部における分析基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて、当社については、2018年9月25日を分析基準日として、東京証券取引所市場第一部における分析基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を用いて分析を行い、これらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.74～0.78として分析しています。

類似会社比較法では、アルプス電気については、アルプス電気と類似性があると想定される類似上場会社として、株式会社村田製作所、日東電工株式会社、TDK株式会社、ミネベアミツミ株式会社、太陽誘電株式会社、及び日本航空電子工業株式会社を選定しました。他方、当社については、当社と類似性があると想定される類似上場会社として、クラリオン株式会社及び株式会社JVCケンウッドを選定しました。両社の類似上場会社に係る企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて分析を行い、これらの結果を基に、株式交換比率のレンジを0.53～0.73として分析しております。なお、SMB C日興証券による類似会社比較法に基づく算定において当社の類似上場会社として選定されていたパイオニア株式会社については、同社の2018年8月6日付「2019年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の四半期連結財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記がなされていること及び経営再建に向けた抜本的な見直し施策の検討を進めている旨の新聞報道がなされたことにより、市場の思惑によると推測される不安定な株価変動が見られることから、当社の類似上場会社からは除外したとの説明をSMB C日興証券より受けています。（注2）

DCF法では、アルプス電気については、アルプス電気が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析しています。DCF法における継続価値の分析については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法を用いています。なお、割引率は、8.27%～9.27%（注3）を使用しています。また、永久成長率は0%を使用し、マルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率として7.3倍～8.3倍を使用しています。また、当社については、当社が作成した財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析しています。DCF法における継続価値の分析については永久成長率法及びマルチプル（倍率）法を用いています。なお、割引率は、5.97%～6.97%（注3）を使用しています。また、永久成長率は0%を使用し、マルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率として4.6倍～5.6倍を使用しています。これらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.48～0.91として分析しています。



なお、SMB C日興証券は、両社の現預金（現預金及び関係会社預け金の合計。以下同じとします。）について、各分析手法によって取扱いに違いはあるものの、それぞれ適切な形で本最終分析に織り込んでいます。すなわち、類似会社比較法において、類似上場会社に関する企業価値に対するEBITDAの倍率を分析する際、類似上場会社の貸借対照表上の現預金の金額を用いているため、分析基準を揃える目的で、両社の株式価値の分析過程においても両社の貸借対照表上の現預金の金額を採用しており、現預金の全額が非事業用資産として考慮されています。他方、DCF法においては、現預金は事業運営上必要な運転資金とそれ以外の現預金とに区分し、運転資金以外の現預金については、分析過程で非事業用資産として加算して株式価値を分析しています。また、SMB C日興証券は、類似会社比較法及びDCF法において、いずれも本特別配当の影響を織り込んで両社の株式価値を分析しています。

なお、SMB C日興証券がDCF法による分析の基礎とした両社の財務予測には大幅な増減益は見込まれていません。さらに、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

(注1) SMB C日興証券は、本最終分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、本株式交換比率の分析に重大な影響を与える可能性がある事実でSMB C日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、両社及びそれらの子会社・関連会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。また、かかる分析において参照した当社の財務予測については、両社の経営陣により分析基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていること、及びかかる分析は2018年9月27日現在までの情報と経済情勢を反映したものです。

(注2) SMB C日興証券は、類似会社比較法での類似上場会社の選定（スクリーニング）においては、適正な分析を行うために、選定方法が妥当か、論理的に首尾一貫しているか、客観的基準に基づいているか、という観点を重視しているとのことです。また、類似上場会社の選定に際して、①事業内容の類似性、及び②事業規模の類似性という点について確認し、その上で、③株価形成において異常な点が存しないかなどの特段の事情についての確認を行っているとのことです。

以上の基準をもとに、本最終分析においては、上記のとおりSMB C日興証券による類似会社比較法による算定において当社の類似上場会社として選定されておりましたパイオニア株式会社については、同社の2018年8月6日付「2019年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載の四半期連結財務諸表において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の注記がなされていること及び経営再建に向けた抜本的な見直し施策の検討を進めている旨の新聞報道がなされたことによる、市場の思惑によると推測される不安定な株価変動が見られることから、当社の類似上場会社からは除外し、類似上場会社として、クラリオン株式会社及び株式会社JVCケンウッドの2社を選定したとのことです。

(注3) SMB C日興証券は、経営統合プレスリリースを公表以降、両社株式の市場株価が本株式交換及び様々な思惑により大きく変動して推移しており、同日以降における当社のベータ（ $\beta$ ）値（個々の銘柄の値動きと東証株価指数（TOPIX）の変動の関係を示す尺度）が本来の当社のベータ値を表していると客観的に判断することが困難であることから、割引率を分析する際に、類似会社比較法で選定した類似上場会社のベータ値の中央値を使用しているとのことです。

## ② 第三者委員会の意見の内容

当社の取締役会は、2018年7月27日付で、本第三者委員会を設置し、(a)本株式交換の目的が合理的であるか（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本株式交換の条件（本株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本株式交換において公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているか、(d) (a)から(c)を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて、諮問しました。

本第三者委員会は、本株式交換比率の公正性をより多角的に検証するため、上記のSMB C日興証券による分析とは別個独立に本株式交換比率の分析を行うこととし、複数の専門機関候補の中から、当社及びアルプス電気から独立した山田コンサルティンググループ株式会社（以下「YCG」といいます。）を本第三者委員会の第三者算定機関として独自に起用するとともに、YCGに対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、2018年9月26日付でYCGから株式交換比率に係る算定書（以下「本算定書」といいます。）及びフェアネス・オピニオン（以下「本意見書」といい、本算定書及び本意見書を総称して「本算定書等」といいます。）を取得しています。なお、YCGは、本算定書等において、本特別配当の影響を織り込んで両社の株式価値を分析しています。

本第三者委員会は、2018年7月27日から2018年9月20日までに、会合を11回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、当社及びアルプス電気が作成した両社の最新の財務予測の内容について、当社及びアルプス電気に対する質疑応答を実施しています。また、本第三者委員会は、YCGに対して、YCGによる株式交換比率の算定方法及び結果について説明を受け、YCGからの説明に対して十分な質疑応答を実施しました。さらに、本第三者委員会は、TMI総合法律事務所から、本最終検証手続に係る当社の取締役会の意思決定の方法及びその過程等に関する説明を受けています。

本第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、YCGから受領した算定書その他の検討資料を前提として、2018年9月26日付で、当社の取締役会に対し、大要以下の内容の答申書を提出しています。

(a) 本株式交換の目的について

本第三者委員会は、各種書面の検討に加え、両社を取り巻く現在の事業環境及び経営課題等の理解を踏まえて、当社との間で詳細な質疑応答を行った。それによれば、本株式交換の目的は、経営統合プレスリリース及びスキーム変更プレスリリースに記載の目的から特段変更がなされたと考えるべき事情は見当たらず、かつ、当該目的が現在の事業環境及び経営課題等に照らして不当と考えるべき事情も見当たらず、本株式交換は、当社の企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的が合理的であると判断するに至った。

(b) 本株式交換の条件の公正性について

(i) YCGによる本算定書等の取得

本算定書等の内容は以下のとおりである。(注)

(ア) 本算定書

YCGは両社の将来の事業活動の状況に基づく本源的価値を評価するためDCF法を採用して算定を行った。その結果、アルプス電気普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりである。

なお、YCGは、当該算定においては、2019年3月期から2021年3月期までの両社の最新の財務予測を基礎としている。

採用手法	株式交換比率の算定結果
DCF法	0.45～0.65

上記DCF法による算定では、アルプス電気については、アルプス電気が作成した2019年3月期から2021年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したアルプス電気の将来の収益予想に基づき、アルプス電気が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算出される事業価値に、財務上の一定の調整を行って、企業価値や株式価値を分析し、アルプス電気普通株式1株当たりの価値の範囲を分析している。なお、割引率は、5.57%～6.81%を使用し、永久成長率は、0%を使用している。また、当社については、当社が作成した2019年3月期から2021年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて算出される事業価値に、財務上の一定の調整を行って、企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を分析している。なお、割引率は、7.07%～8.64%を使用し、永久成長率は、0%を使用している。それらの結果を基に株式交換比率のレンジを0.45～0.65として分析している。

また、YCGがDCF法による算定の基礎とした両社の財務予測には大幅な増減益は見込まれておらず、さらに、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていない。

なお、YCGは、上記算定において、市場株価法及び類似会社比較法を採用することについても検討したが、それぞれ以下の理由からいずれの手法も採用していない。

・市場株価法について

市場株価法においては、できるだけ直近の株価を用いなければ算定基準日における対象企業を取り巻く様々な要因を織り込んだ評価にならないと考えられており、通常は直近6か月間の株価を用いて算定するところ、本株式交換公表後の当社の株価は、本株式交換に関する様々な憶測を織り込んでおり、当社のファンダメンタル（業績や財務状況等）から乖離した価格形成

がなされている可能性が高いと考えられ、当該期間の当社の株価は株式価値の算定の基礎とするのに適切ではないため、市場株価法は採用していない。

・類似会社比較法について

当社と類似性があると想定される類似上場会社として、クラリオン株式会社、株式会社 JVCケンウッド及びパイオニア株式会社が挙げられるところ、クラリオン株式会社については、当期純利益、株主資本、EBITDAの変数と事業価値が適切に相関していないことが認められ、さらにパイオニア株式会社については、2018年8月6日付「2019年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」において、同社の四半期連結財務諸表に関する注記事項として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨の記載がなされていることや、経営改善計画や収益性回復に向けた抜本的な見直し施策の検討を進めている旨の報道がなされたことにより、市場の思惑によると思われる株価変動が大きいことから、いずれも類似上場会社として適切でない。その結果、株式会社 JVCケンウッドのみが類似会社として適切な会社となるが、当該1社のみでは、類似会社比較法において評価するために適切とされる類似会社数として十分とはいえないことから、類似会社比較法は採用していない。

(イ)本意見書

本第三者委員会は、YCGより2018年9月26日付で、本株式交換比率が、当社の支配株主等を除く当社普通株式を有する株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書を取得した。

(注) なお、YCGは、本算定書等の提示にあたり以下の事項を前提としている。

- ・本算定書等の提出に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、また、両社の普通株式の価値分析に重大な影響を与える可能性がある事実で未開示の事実はないことを前提としており、YCGが独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないこと。
- ・両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産、負債、その他の偶発債務を含む。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、その他検討の基礎とする情報について一定の制約のもと分析を行っていること、加えて、両社の事業計画はそれぞれの経営陣により分析基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであること。
- ・本算定書において算定された株式交換比率と、今後における実際の、当社とアルプス電気の株式交換比率との間に乖離が生じることについて関知せず、また乖離に関する一切の責任を負うものでもないこと。
- ・本算定書において算定された株式交換比率は、算定基準日時点における、両社の株式価値をもとに算定したものであり、その後の金融、資本市場、両社の事業環境の変動並びに財政状態及び経営成績の変化等により、本算定書に記載された内容が影響を受ける可能性があるものの、YCGがその内容の修正及び変更の義務を負うものではないこと。本意見書は、本意見書提出日現在においてYCGが入手することのできた情報の範囲に限定され、後発事象が本意見書の内容に影響を及ぼす可能性があるものの、YCGはそれにより意見を更新、改訂又は補足する義務を負わないこと。
- ・本意見書は本株式交換比率が、当社普通株式の株主にとって、財務的見地から公正であることについて意見を表明するにとどまり、本株式交換の背後にある当社の決定について何ら意見を表明するものではないこと。また、当社普通株式が今後取引されるであろう価格について意見を表明するものではないこと。
- ・本算定書等は如何なる者に対しても、両社の株式の譲渡、譲受、本株式交換の推奨、その他これらに関連する事項について何ら勧誘又は推奨するものでもないこと。

(ii)算定書等に係る本第三者委員会による検討

(ア)YCGの算定結果等について

本第三者委員会は、YCGから本算定書に用いられた算定方法やその合理性について詳細な説明を受け、また、両社の担当社員から当該算定の基礎とされた両社の事業計画の内容やその合理性について詳細な説明を受け、それぞれ質疑応答を行った。

YCGの説明等によれば、市場株価法においては、直近の株価を用いて算定するのが望ましいとされ、実務的には直近6か月間の株価を用いて算定するのが一般的であるとのことである。この点、本株式交換公表後の両社の株価を分析すると、特に当社の株価については、2017年7月27日に

本株式交換比率が1:0.68と公表されてから約1年余りが経過し、その間、本来の株式価値にかかわらず、本株式交換の成否や本株式交換比率の見直しに対する思惑等により株価が変動し、当社のファンダメンタル（業績や財務状況等）から乖離した価格形成がなされていることが強く推測されることから、本算定書提出日の直近6か月の当社の株価は当社の株式価値を適正に反映したものとはいえない可能性があり、株式価値の算定の基礎とするのに適切ではないとのことである。

また、株式価値の算定において類似会社比較法を用いる場合、マルチプル信頼度を確保するため、比較対象となる類似会社は一般的には4社から7社程度あることが望ましく、少なくとも2社以上の類似会社がなければ類似会社比較法を採用しないのが一般的であるとのことである。

以上のYCGによる説明に加え、本第三者委員会において慎重に検討したところ、YCGが上記算定において市場株価法及び類似会社比較法を用いなかった理由及びその判断過程に不合理な点は認められない。

その他、YCGとの間で詳細な質疑応答を行い、それに基づき本第三者委員会で慎重に検討したが、本算定書における算定方法等に不合理な点は認められなかった。

本算定書によれば、アルプス電気株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、DCF法で0.45~0.65とされており、本株式交換比率はその上限値を上回っている。

#### (イ)その他の検討

当社の株式価値のDCF法による算定方法について、当社の一部の株主からの意見が公表されていること等を踏まえ、以下のとおり検討を行った。

##### ・必要運転資金

DCF法による当社の事業価値の算定においては、当社の月次売上の1.5倍にあたる約344億円を必要運転資金として取り扱っている。この点、YCGの説明によれば、DCF法による事業価値の算定において、事業運営に必要な資金を運転資金として、余剰資金を非事業用資産として扱う方法が理論的、かつ一般的な取扱いであり、また、当該運転資金の水準は、業界、企業、経済環境等によっても異なり、一律に基準を決めることはできないものであるとのことである。また、両社の必要運転資金の水準は、それぞれの担当社員との間の事業に係る質疑応答等を踏まえ、実務的に不合理とはいえない水準であるとのことである。

これらYCGによる説明、当社の担当社員の説明等も踏まえ本第三者委員会において慎重に検討したところ、DCF法による当社の事業価値の算定における必要運転資金の取扱いは不合理なものとは認められないと判断した。

加えて、DCF法においては、当社のみならず、アルプス電気の事業価値を算定するにあっても、必要運転資金が考慮されているところ、仮に、両社の必要運転資金が0円であった場合（現預金等の全額を非事業用資産とした場合）の株式交換比率を試算したところ、その評価レンジは0.50~0.70となった。本株式交換比率は、当該試算に係る評価レンジの上限値に近い比率であることが認められ、必要運転資金の多寡が本株式交換比率に係るDCF法による算定の公正性に疑義を生じせしめるものではないと考えられる。

##### ・永久成長率

DCF法による当社の事業価値の算定においては、永久成長率が0%とされている。YCGの説明によれば、近時の我が国における組織再編・MBOに係る事例においても、対象企業のDCF法による事業価値の算定においては、その多くが永久成長率を0%とするか又は-0.25%~0.25%若しくは-0.5%~0.5%として、0%を中央値とするレンジとしている（公表されている我が国の直近10事例以上のサンプルにおいて約75%が0%を基準とする永久成長率を採用している。）ものであり、当社のような継続企業において永久成長率を0%とすることは一般的な実務に即した取扱いであるとのことである。

これらYCGによる説明を踏まえ、本第三者委員会において慎重に検討したところ、DCF法による当社の事業価値の算定において永久成長率を0%とする取扱いは不合理なものとは認められないと判断した。

##### ・財務予測の期間について

DCF法による当社の事業価値の算定においては、3年間の財務予測を基にして算定を行っている。

YCGの説明によれば、DCF法で使用する業績予想の期間について、企業価値算定の実務上は、一定程度の根拠を持って合理的に予測可能な期間を採用することが一般的な取扱いであるところ、近時の我が国の組織再編・MBOに係る事例においては、対象企業のDCF法による事業価値の算定において、その多くが3年間から5年間の財務予測を基にして算定を行っているとの

ことであり、当該他社事例の状況に鑑み、当社の事業価値の算定において3年間の財務予測を基にするという取扱いが、特段不合理なものとは考えられないとのことである。

この点、本第三者委員会が当社の担当社員に対して行った質疑において、当社は、本株式交換とかかわりなく、平時より3年間の中期事業計画を策定しており、3年間を超える期間を設定した場合には計画の信頼性に疑義が生じ得るとの回答があり、当該当社による説明に不合理な点は認められなかった。

以上を踏まえ、本第三者委員会において慎重に検討したところ、DCF法による当社の事業価値の算定において3年間の財務予測を基にするという取扱いは不合理なものとは認められないと判断した。

以上のような点を踏まえ、本株式交換の条件の公正性が確保されていると判断するに至った。

(c) 手続の公正性について

(i) 本最終検証手続に至るまでの手続について

本最終検証手続に至るまでの、当社における本株式交換に係る検討及び検証にあたっては、両社からの独立性が認められるSMBC日興証券及びTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているか等について慎重に検討し、本株式交換に係る協議、検討及び交渉の過程で、当社側にアルプス電気又はその特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実が存在しないことからすれば、本最終検証手続に至るまでの、当社における本株式交換に係る検討及び検証においては、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされていると判断される。

(ii) 本最終検証手続に係る手続について

(ア) 独立した外部専門家からの助言等の取得

本最終検証手続にあたっては、当社は両社からの独立性が認められるSMBC日興証券及びTMI総合法律事務所から助言等を受けながら、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているか等について慎重に検討している。

(イ) アルプス電気との協議

本特別配当がなかった場合においても、本株式交換比率が不公正であるとの事情は認められないと考えられるところ、当社は、アルプス電気に対して本経営統合の条件について協議を求め、当該協議の結果、当社の少数株主の利益に資する本特別配当を行うこととしており、当社の少数株主の利益に対して最大限配慮するよう努めていると評価することができる。

(ウ) 本最終検証手続における特別利害関係人の不関与等

当社の役員・従業員等のうち、アルプス電気の取締役を兼務する片岡政隆氏は、当社の立場において本最終検証手続に関与していない。

また、当社の井上伸二取締役については、アルプス電気の取締役を兼務しているわけではないが、2016年6月までアルプス電気の取締役であり、2016年6月当時、予備的な検討も含めて本株式交換に関する検討が開始されていなかったとの確証を得るに至らなかったことを踏まえ、当社の少数株主との利益が相反するおそれを可能な限り回避する観点から、当社の立場において本最終検証手続に関与していない。

さらに、当社の米谷信彦代表取締役、遠藤浩一取締役、長谷川聡子取締役、前田眞二取締役及び木下聡取締役は、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日付で経営統合後のアルプス電気の監査等委員でない取締役又は監査等委員である取締役に就任することが予定されていることから、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあると評価される可能性が否定できないため、慎重を期すべく、いずれも、本最終検証手続に係る当社取締役会における審議及び決議にも参加しない予定である。

以上の点を含め、本最終検証手続の過程で、当社側にアルプス電気又はその特別利害関係人が影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

以上のような点を踏まえ、本第三者委員会において慎重に検討した結果、本株式交換において、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益に対する配慮がなされていると判断するに至った。

(d)本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて

上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本第三者委員会において慎重に検討した結果、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断するに至った。

### ③ アルプス電気との協議

当社は、上記①及び②の検証手続と並行して、本株式交換契約の締結以来、約1年が経過していることから、本株式交換契約の趣旨に基づき、アルプス電気との間で直近の事業状況や市場動向を踏まえ、本経営統合の条件について協議を行いました。

具体的には、まず、当初、本特別配当の影響を考慮せずに行われた上記①及び②の検証手続の過程において、本株式交換比率の公正性を疑わせる事情は特段検出されていなかったものの、2018年6月21日開催の当社第52回定時株主総会における議決権行使結果を含む当社の少数株主の皆様から寄せられたご意見や、直近の両社の市場株価の動向等を踏まえ、当社の少数株主の皆様に対してより有利な条件で本経営統合を行う余地がないかを模索する趣旨で、2018年9月4日付で、アルプス電気に対して本経営統合の条件についての協議を正式に申し入れました。

その後、当社は、アルプス電気との協議を行う一方で、当社取締役会においても引き続き真摯に検討を行った結果、2018年9月14日付で、アルプス電気に対して本特別配当を行いたい旨を申し入れるとともに、同日以降アルプス電気との間で本特別配当の実施について協議を行ってきました。なお、本特別配当における1株あたり配当金を100円としたのは、当社で事業運営上必要な運転資金の金額、両社の直近の事業状況、2017年7月27日付で本株式交換契約を締結した際に参照したDCF法による算定の基礎とされた両社の財務予測と、2018年3月期の両社の実績値との差異、本特別配当が本株式交換比率へ及ぼす影響等を考慮したものです。

当該協議の結果、当社は、アルプス電気から、本特別配当の実施及び本特別配当の実施により本株式交換比率の見直しを行わないことについて同意を得るに至りました。

### (3) 本最終検証手続を踏まえた取締役会決議

当社は、当社による両社の最新の財務予測に係る更新要因を含む内容の確認及び妥当性の検証、本最終分析の内容、TMI総合法律事務所からの助言並びに本第三者委員会から2018年9月26日付で受領した答申書の内容等を踏まえて慎重に協議・検討を行いました。また、本最終検証手続と並行して、本株式交換契約の締結以来、約1年の期間が経過していることに鑑み、本株式交換契約の趣旨に基づき、アルプス電気との間で、直近の事業状況や市場動向を踏まえ、本経営統合の条件に関する協議を行いました。その結果、(i)上記(2)①「SMB C日興証券による本株式交換比率の分析」に記載のとおり、本最終分析によれば、本株式交換比率はDCF法の分析レンジの範囲内であり、また、類似会社比較法の分析レンジの中間値を上回ることから妥当な水準であること、(ii)上記(2)②「第三者委員会の意見の内容」に記載のとおり、本第三者委員会がYCGから取得した本算定書においても、本株式交換比率はDCF法の評価レンジの上限値を上回っており、本第三者委員会が当該算定書の内容や他の分析も踏まえた上で本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を提出していることを踏まえ、当社は、本株式交換比率が公正であると判断しました。また、(iii)上記(2)③「アルプス電気との協議」に記載のとおり、本特別配当を行わない場合の本株式交換比率が公正であるとの前提においても、2018年6月21日開催の当社第52回定時株主総会における議決権行使結果を含む当社の少数株主の皆様から寄せられたご意見や、直近の両社の市場株価の動向等を踏まえると、本特別配当を実施することにより、当社の少数株主の皆様に対してより有利な条件で本経営統合を行うことが適当であると考えに至りました。

これらの検討結果を踏まえ、当社は、2018年9月27日開催の取締役会において、本株式交換比率を前提として本株式交換を実施するため、本臨時株主総会を招集するための基準日を2018年10月15日とすることを決議するとともに、併せて本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案が承認可決されることを条件に本特別配当を行う旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しました。また、当社は、2018年9月27日付で、当該決議に基づき、アルプス電気との間で本特別配当の実施を合意しました。

2018年9月27日開催の当社の取締役会では、米谷信彦氏、遠藤浩一氏、井上伸二氏、片岡政隆氏、長谷川聡子氏、前田眞二氏及び木下聡氏を除く全ての取締役(8名(監査等委員である取締役2名を含みます。))の全員一致で、上記の決議を行いました。

なお、監査等委員でない取締役である米谷信彦氏及び遠藤浩一氏並びに監査等委員である取締役である長谷川聡子氏、前田眞二氏及び木下聡氏は、本株式交換の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日付で本経営統合後のアルプス電気の監査等委員でない取締役又は監査等委員である取締役に就任することが予定されており、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあると評価される可能性が否定できないため、慎重を期すべく、いずれも、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。

また、監査等委員でない取締役である片岡政隆氏はアルプス電気の取締役を兼務しており、監査等委員でない取締役である井上伸二氏は、本株式交換に関する検討が始まった時期の前事業年度においてアルプス電気の取締役であったことから、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、上記の取締役会における審議及び決議には参加していません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	69,784,501	69,784,501	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	69,784,501	69,784,501	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、2018年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は次のとおりです。

###### 第5回 新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役(非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。)9名
新株予約権の数(個) ※	160 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1株当たり1 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年7月24日 至 2058年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,319 資本組入額 1,160 (注)3
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 新株予約権の発行時(2018年7月23日)における内容を記載しています。

###### (注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場



合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

## 2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

## 3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(注)5に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

⑤ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

(注) 4 に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

以下の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(a) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(b) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

(c) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

(d) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(e) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	—	69,784,501	—	25,920	—	24,905

## (5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
アルプス電気株式会社	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	28,215	40.91
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	ケイマン諸島 UGLAND HOUSE, GRAND CAYMAN KY-1-1104 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	4,842	7.02
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	イギリス 5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT (東京都港区港南2丁目15番1号)	3,409	4.94
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	アメリカ 200 WEST STREET NEWYORK, NY (東京都港区六本木6丁目10番1号)	3,155	4.57
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	スイス BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	2,091	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,839	2.67
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	イギリス MERRILL LYNCH FINANCIALCENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4番1号)	1,568	2.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,251	1.81
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証 券株式会社)	アメリカ 1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036 (東京都千代田区大手町1丁目9番7号)	1,154	1.67
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東 京支店)	アメリカ PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,082	1.57
計	—	48,610	70.48

(注) 公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、以下の法人がそれぞれ株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	提出日 (報告義務発生日)	保有株券等 の数 (千株)	株券等 保有割合 (%)
エリオット・インターナショナル・エルピー 共同保有社数3社	ケイマン諸島 ジョージ・タウン、サウス・チャー チ・ストリート、ウグランド・ハウ ス、私書箱309、メープルズ・アン ド・カルダー気付	2018年7月27日 (2018年7月26日)	株券 5,113	7.33

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 814,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 2,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,952,700	689,527	—
単元未満株式	普通株式 14,901	—	—
発行済株式総数	69,784,501	—	—
総株主の議決権	—	689,527	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれています。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が17株が含まれています。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) アルパイン(株)	東京都大田区雪谷大塚町 1番7号	814,900	—	814,900	1.17
(相互保有株式) アルパイン兵庫販売(株)	兵庫県姫路市中地41-3	2,000	—	2,000	0.00
計	—	816,900	—	816,900	1.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しています。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	53,789	50,830
受取手形及び売掛金	44,759	47,380
商品及び製品	18,423	19,914
仕掛品	1,369	1,435
原材料及び貯蔵品	8,009	9,361
その他	14,537	14,900
貸倒引当金	△263	△149
流動資産合計	140,626	143,674
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	27,029	26,706
減価償却累計額	△19,151	△18,815
建物及び構築物（純額）	7,877	7,891
機械装置及び運搬具	25,106	27,084
減価償却累計額	△18,985	△19,697
機械装置及び運搬具（純額）	6,121	7,387
工具器具備品及び金型	54,808	53,664
減価償却累計額	△48,629	△47,507
工具器具備品及び金型（純額）	6,178	6,157
土地	4,623	4,626
リース資産	221	224
減価償却累計額	△94	△87
リース資産（純額）	126	136
建設仮勘定	1,775	1,906
有形固定資産合計	26,703	28,106
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	28,545	27,630
出資金	11,810	13,590
退職給付に係る資産	31	40
繰延税金資産	1,226	1,746
その他	3,899	3,188
貸倒引当金	△7	△7
投資その他の資産合計	45,506	46,189
固定資産合計	77,499	80,746
資産合計	218,126	224,420

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,778	29,817
未払費用	10,641	10,120
未払法人税等	1,528	1,829
賞与引当金	2,641	2,510
役員賞与引当金	90	41
製品保証引当金	5,429	6,244
その他	6,659	6,929
流動負債合計	53,768	57,492
固定負債		
繰延税金負債	2,877	2,243
退職給付に係る負債	3,681	3,066
役員退職慰労引当金	53	52
その他	1,640	1,487
固定負債合計	8,252	6,849
負債合計	62,021	64,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,920	25,920
資本剰余金	24,903	24,903
利益剰余金	95,011	98,924
自己株式	△1,377	△1,348
株主資本合計	144,458	148,399
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,681	7,038
繰延ヘッジ損益	△2	—
土地再評価差額金	△1,261	△1,239
為替換算調整勘定	3,862	3,826
退職給付に係る調整累計額	△854	△292
その他の包括利益累計額合計	9,424	9,333
新株予約権	97	92
非支配株主持分	2,124	2,252
純資産合計	156,104	160,077
負債純資産合計	218,126	224,420

## (2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
売上高	126,262	147,157
売上原価	103,543	117,502
売上総利益	22,719	29,654
販売費及び一般管理費	※1 18,934	※1 22,030
営業利益	3,785	7,623
営業外収益		
受取利息	144	169
受取配当金	202	217
為替差益	417	58
金型精算益	323	—
その他	117	110
営業外収益合計	1,205	556
営業外費用		
支払利息	9	19
売上割引	49	49
支払手数料	459	424
海外源泉税	117	—
持分法による投資損失	422	641
金型精算損	—	163
その他	74	26
営業外費用合計	1,134	1,324
経常利益	3,856	6,855
特別利益		
固定資産売却益	32	53
段階取得に係る差益	42	—
持分変動利益	—	9
特別利益合計	75	62
特別損失		
固定資産除売却損	15	63
事業構造改善費用	※2 1,233	50
特別損失合計	1,249	114
税金等調整前四半期純利益	2,682	6,804
法人税、住民税及び事業税	1,173	2,652
法人税等調整額	△1,036	△939
法人税等合計	136	1,712
四半期純利益	2,545	5,091
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,404	4,976
非支配株主に帰属する四半期純利益	141	115
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	229	△423
繰延ヘッジ損益	△13	2
為替換算調整勘定	2,848	912
退職給付に係る調整額	76	561
持分法適用会社に対する持分相当額	△953	△1,073
その他の包括利益合計	2,186	△19
四半期包括利益	4,732	5,071
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,559	4,862
非支配株主に係る四半期包括利益	172	209



## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	2,682	6,804
減価償却費	3,396	3,648
未払費用の増減額 (△は減少)	637	△630
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,817	△3,157
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,231	△2,385
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,150	2,685
事業構造改善費用	1,233	50
その他	△1,300	1,636
小計	1,450	8,651
利息及び配当金の受取額	624	663
利息の支払額	△9	△19
法人税等の支払額	△1,909	△2,551
法人税等の還付額	6	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	164	6,746
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△2,004
有形固定資産の取得による支出	△3,434	△4,074
有形固定資産の売却による収入	46	108
無形固定資産の取得による支出	△874	△1,876
出資金の払込による支出	—	△3,303
貸付けによる支出	△4,149	△1,088
貸付金の回収による収入	16	1,398
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	16	—
その他	36	△18
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,342	△10,859
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	△1,034	△1,034
非支配株主への配当金の支払額	△74	△56
その他	△33	△62
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,142	△1,153
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,886	286
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△7,435	△4,979
現金及び現金同等物の期首残高	53,309	53,759
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 45,874	※ 48,780

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

コミットメントライン

当社グループは、流動性を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関6社(前連結会計年度は7社)と貸出コミットメント契約を締結しています。

これら契約における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
貸出コミットメントの総額	10,000百万円	10,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	10,000	10,000

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
従業員給料及び手当	5,516百万円	5,532百万円
支払手数料	3,300	5,862
運賃及び荷造費	1,153	1,179
製品保証引当金繰入額	827	1,381
賞与引当金繰入額	414	443
退職給付費用	122	115

※2 事業構造改善費用は、主に連結子会社の吸収合併及び連結子会社間の合併により退職給付制度を統合したことに伴う退職給付水準の改定及び退職給付債務の算定方法の簡便法から原則法への変更によるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金勘定	45,874百万円	50,830百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△2,050
現金及び現金同等物	45,874	48,780

(株主資本等関係)

1 前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,034	15	2017年3月31日	2017年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年10月30日 取締役会	普通株式	1,034	15	2017年9月30日	2017年11月30日	利益剰余金

2 当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,034	15	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月30日 取締役会	普通株式	1,034	15	2018年9月30日	2018年11月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

① 前第2四半期連結累計期間（自2017年4月1日 至2017年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 財務諸表 計上額
	音響機器事業	情報・通信 機器事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	25,825	100,437	126,262	—	126,262
セグメント間の内部売上高又は振替高	378	88	466	△466	—
計	26,203	100,526	126,729	△466	126,262
セグメント利益（営業利益）	1,076	5,572	6,649	△2,864	3,785

(注) セグメント利益調整額△2,864百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用の主なものは、セグメントに帰属しない当社の管理部門及び開発部門の一部に係る費用です。

② 当第2四半期連結累計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期連結 財務諸表 計上額
	音響機器事業	情報・通信 機器事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	27,553	119,603	147,157	—	147,157
セグメント間の内部売上高又は振替高	318	79	398	△398	—
計	27,872	119,682	147,555	△398	147,157
セグメント利益（営業利益）	2,333	8,122	10,456	△2,832	7,623

(注) セグメント利益調整額△2,832百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用の主なものは、セグメントに帰属しない当社の管理部門及び開発部門の一部に係る費用です。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	34円87銭	72円16銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,404	4,976
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,404	4,976
普通株式の期中平均株式数(千株)	68,946	68,963
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	34円84銭	72円08銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	64	67
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

中間配当

第53期(2018年4月1日より2019年3月31日まで)中間配当については、2018年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 中間配当による配当金の総額     | 1,034,543,760円 |
| (2) 1株当たりの金額          | 15円00銭         |
| (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 2018年11月30日    |

(注) 2018年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対して、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

アルパイン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 原科 博文 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鶴田 純一郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 脇野 守 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルパイン株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルパイン株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。